

子どもたちへ

子ども達は皆「なりたい自分になる権利」や
「したいことをする権利」があります。

子どもの権利条約

『第6条 生きる権利・育つ権利』

『第13条 表現の自由』

子どもの権利条約が見られます



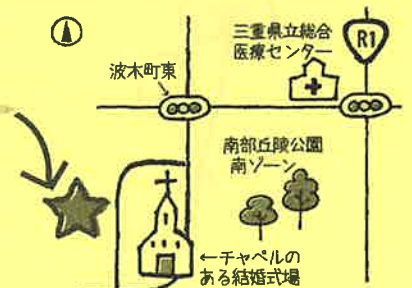
『日本ユニセフ協会ホームページ』

私たちは、みなさんに
「自分の気持ちを大切にしてほしい」と
思っています。

こどもスペース
広報部

NPO法人 体験ひろば☆こどもスペース四日市

〒510-0961 四日市市波木町2040-2
TEL&FAX 059-321-0883





大人の方へ

NPO法人体験ひろば☆こどもスペース四日市「子育て応援新聞」をご覧いただきありがとうございます。

このチラシは、「子どもの権利条約」を子どもたちに知ってもらうために作成しました。これから毎月、「子どもの権利条約」の中身を少しずつお伝えしていきます。

「子どもの権利条約」について、詳しくは公益財団法人
日本ユニセフ協会のホームページをご覧ください。

